

【福祉・社会保障】

1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

重点項目7 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

自他ともに気づきにくいヤングケアラーについて、様々な機関との連携を深めること
によって把握を進めるとともに、就学年齢を超過し、就労に困難を抱える若者ケアラー、
働くことと介護の両立に悩むワーキングケアラー等の状況を把握するため、定期的な調
査を実施すること。

すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進め、地域住民の複
雑化・複合化する支援ニーズに対応し、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索
および強化して対応する「断らない相談支援体制」を構築すること。

また、様々な障がい者とその家族や直接血縁にない保護者等がおかれている経済的困
窮をはじめとして、地域移行を阻む根強い差別意識を含めた、社会的差別を解消するた
めの方策を講じること。

一般項目

- 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立をはかることができる諸制度を充実させること。
- 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障がい福祉サービスにかかわる労働者の人材の確保と労働条件の改善を進めること。
- 合理的配慮の提供を適切に実行するため、障がい特性を理解する機会を確保するとともに、配慮事例を広く周知するなど、理解の促進に努めること。
- 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の受診促進に向けた広報・啓発活動や相談窓口、理解をはかる広報・研修・講座などの体制を整備すること。
- 認知症サポーターの育成、認知症カフェの普及、認知症対応型共同生活介護の整備推進および認知症の人を介護する家族からの相談に応じる体制を充実させるとともに、地域と一体となった徘徊対策を講じること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な措置を行うこと。

2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時・緊急時にも安定した提供体制を維持できる地域の医療・介護体制を構築するため、医療機関・介護施設の運営維持と、平常時からの人材の計画的確保や処遇改善、働く環境の整備を進めることを求める取り組み。

重点項目8 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療機関・介護施設等が直面している資器材の更新や、食材の価格高騰に伴う病院食提供の難しさ等の課題について、実態把握のための調査と分析、結果の公表を通じた対応策を講じること。あわせて、必要な財政支援を国に求めること。

重点項目9 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

災害時も見据えて地域医療・介護等の体制が維持できるよう、医療・福祉・介護等の専門人材の計画的な人材育成・確保を進めること。

医療・介護職場において、虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを尊重し賃金をはじめとした処遇改善を行うことにより、人材の定着、離職防止がはかれるよう、必要な資金確保に向けた予算の確保および支援策を講じること。

賃金を含む処遇改善について、診療報酬・介護報酬や各種加算の適切な評価・引上げ、物価高騰を踏まえた財政支援を国に強く要望すること。

一般項目

- 潜在看護師をはじめ、医療・介護分野における(資格を持ちながら現在就労していない)潜在有資格者の活用に向けた研修制度の充実などの措置を講じるとともに、再び活躍できるための支援策を講じること。
- 自立支援としてのロボット技術の活用および遠隔診療システムなどを用いた治療・リハビリを受けられるような体制づくりを検討すること。
- 介護労働者の処遇の向上、介護業界全体の人材確保のため、ハローワークや介護事業所など介護にかかわる多くの機関との連携を強化すること。
- 介護人材の処遇改善のため、介護職員処遇改善加算の算定に係る指導を強化すること。
- 物価に見合う公定価格の設定と困窮者への給付等の充実により、医療機関・介護施設等の持ち出し負担がなく施設運営が可能となるよう、必要な措置を講じること。
- 医療・介護職場の人材不足を補うロボット技術の導入などに対し、導入に向けた課題把握と解決のための支援を講じ、負担軽減や離職防止を促すこと。

3. 誰もが健やかに暮らすことができる社会づくりを求める取り組み

いずれの地域で暮らしていたとしても、子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、誰もが健やかに暮らすことができる地域社会づくりを求める取り組み。

重点項目 10 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子育てや医療等にかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させること。

妊娠・出産・小児医療費、難病治療等、居住自治体による制度・水準の差が生じないよう、国の責任で制度設計を行うよう要望すること。また、子どもの健やかな成長と子育て家庭の安心を保障する観点から、経済的支援を一時的・部分的施策にとどめず、法制度として位置付けることを国に強く要請すること。

重点項目 11 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

外国人労働者の家族帯同の増加に伴い、生活における様々な場面で言語や生活習慣の相違等に起因する困難が生じ、結果として生活や教育に格差が生じている。

外国につながる子どもたちとその家族を地域の中で孤立させず、必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

一般項目

- 妊婦健診を窓口負担なく受診できるよう予算等を充実させ、助成・支援制度を統一的に構築すること。
- 県内における「子ども医療費」の助成制度を統一した基準で実施すること。
- 障がいのある子ども、医療的ケア児にかかる補助具や施設利用料等について、公的支援の拡充および育ちに配慮した柔軟な対応を検討すること。
- 児童虐待へとつながる恐れのある「産後うつ」に陥るリスクを軽減し、初期の育児負担を緩和するための産後ケア事業を自治体間での格差なく実施すること。
- 児童虐待への早期対応を強化するため、児童相談所の機能の強化を進めること。
- 幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の人員確保に向けた抜本的な処遇改善を進めること。
- 医療機関併設型病児保育室（病児保育）の拡充と施設利用条件の緩和を進めること。
- 企業内保育所の設置をめざす企業への経済的な支援、企業主導型保育所の設置に係る各種手続きの簡素化やサポートおよび企業内託児所の設置・運営に対して支援策を講じること。
- 放課後等デイサービス利用料金の所得制限について、段階的緩和となるよう自治体独自の緩和策を講じるとともに、一律の対応となるよう国に対し制度改正を要望すること。
- 就学年齢の児童や中学生を対象とした放課後や長期休業期間中の事業について、子どもたちにとって安心した居場所となるよう内容の充実をはかるとともに、運営にあたる人員の充実がはかれるよう、指導・助成・支援を行うこと。